

監査品質に関する報告書
| 2025

目次

監査品質向上に向けた取組み及び法人概要	4
経営管理の状況等（6つの基盤）	
品質管理基盤	10
組織・ガバナンス基盤	19
人的基盤	24
IT基盤	28
財務基盤	33
国際対応基盤	35
アドバイザリーボードによる評価	37
監査法人のガバナンス・コードの適用状況	40
（参考）業務及び財産の状況に関する説明書類	51

※ 本報告書は2025年12月31日時点の情報に基づいて作成しております。

かなでの約束

監査品質を最優先に行動し、地域・社会・資本市場の発展に貢献します

私たちは、監査の品質を、「会計上・開示上・統制上の重要な課題を適時に発見して適切に是正すること」とともに、「十分なコミュニケーションにより経営上の課題を提起して対応策を提言していくこと」と考えています。

私たちは、高品質な監査の追求を通じて監査先の健全な成長に寄与することにより、地域・社会・資本市場の発展に貢献するとともに、監査業界の社会的信頼の向上に貢献します。

中堅企業・地方中核企業・成長企業の中長期的な発展に向けて、価値を提供します

中堅企業・地方中核企業・成長企業の課題は、大企業のそれとは異なります。私たちは、地域・社会・資本市場の発展に対して真摯に向き合う中堅企業・地方中核企業・成長企業の皆様に、業務を提供します。

最新技術を常に取り入れ、監査及びアドバイザリーサービスを絶え間なく改善・革新します

現代の経営はデジタルへの対応を避けては通れません。私たちは、デジタルを含む最新の知見と技術を常に取り入れ、監査先やクライアントのデジタル活用の進展を正しく理解するとともに、監査やアドバイザリーサービスの進め方を常に見直し、効率性と有効性を両立する監査及びアドバイザリーサービスを実現します。

人間的魅力を高め、監査先やクライアントの方々と
しっかりと向き合います

私たちは、経営者・監査役等や従業員の方々に真正面から向き合い、信頼していただけるようひとりひとりが人間力を磨きます。そして、私たちを信頼し評価してくださる方々に、全力で応えます。

メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を
実現します

監査法人は人で成り立ちます。私たちは、倫理を重んじ、業務提供に誇りと感謝の念を持ち、専門的知識・技術と人間力の向上に努め、それぞれの強みを活かし弱みを補い合い、建設的・民主的に意見し合い、メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現します。

監査品質向上に向けた取組み 及び法人概要

理事長から



理事長
水野 雅史

経営理念、行動指針としての「かなでの約束」

かなで監査法人は、設立当初より経営理念に相当する「かなでの約束」※を掲げ、その理念のもとに活動を続けてまいりました。

「かなでの約束」は、法人としての根幹をなす考え方であり、対外的にはウェブサイトやプローシャ等を通じて広く公表し、さまざまな機会に関係者の皆様へご説明しています。対内的には、理事長によるブログ発信や、社職員全員を対象とした研修におけるグループディスカッションなどを通じて、理念の共有と浸透を図っています。

こうした継続的な取り組みにより、「かなでの約束」はすべての社職員に深く根付き、行動の指針として日々の業務に生かされています。

※ 「かなでの約束」はP.3を参照ください。

監査品質の重視

「かなでの約束」の冒頭では、監査品質の維持・向上を最優先とする姿勢を掲げています。

監査法人の主な業務は、企業の財務書類に対して保証を付与することにあります。その前提となるのは、社会やステークホルダーの皆様からの信頼であり、その信頼を得る唯一の道は、監査品質を高め続けることにはかなりません。当法人は今後も、監査品質を最も重視する組織風土を醸成し、より一層の監査品質の向上に努めてまいります。

人間的魅力の向上と人財の育成

「かなでの約束」では人間的魅力を高めることの重要性も掲げています。監査業務は高度な専門知識と同時に、人と人との信頼関係のうえに成り立つ仕事です。当法人では、四半期ごとに会計・監査に関する独自の研修を実施するとともに、小グループでの勉強会を開催し、知見と経験の共有を推進しています。さらに、人事評価における面談・フィードバックに加え、職員一人ひとりの希望に応じたキャリア形成のための面談を実施することで、専門性のみならず人間的魅力の向上にも取り組んでいます。

将来に向けて

当法人は、監査品質を最も重視する組織風土を醸成し、高品質な監査を通じて資本市場の発展に貢献していくことを考えています。

一方で、ITの世界では、生成AIをはじめとする新技術の進展により、経済社会のデジタル化は急速に進んでいます。「かなでの約束」に掲げているとおり、当法人も現状維持にとどまるところなく、最新のデジタル動向を踏まえて、高品質な監査の実現に向けて引き続き独自の監査ツールの研究・開発を継続していきます。

また、監査業界を取り巻く状況の変化により、監査を担う人財に求められる資質や、働く環境へのニーズは時代とともに変化しています。当法人では、職員が安心して働き、誇りとやりがいを持てる環境づくりを重視しています。状況の変化を敏感に捉えながら、組織体制・人事制度・教育研修の在り方を柔軟に見直し、監査に対する社会的期待に応えられる人財の育成を推進していきます。

本報告書を通じて、当法人が目指す姿と、経営理念・行動指針としての「かなでの約束」に基づく具体的な取組みの一端をご確認いただければ幸いです。

法人概要 1/3

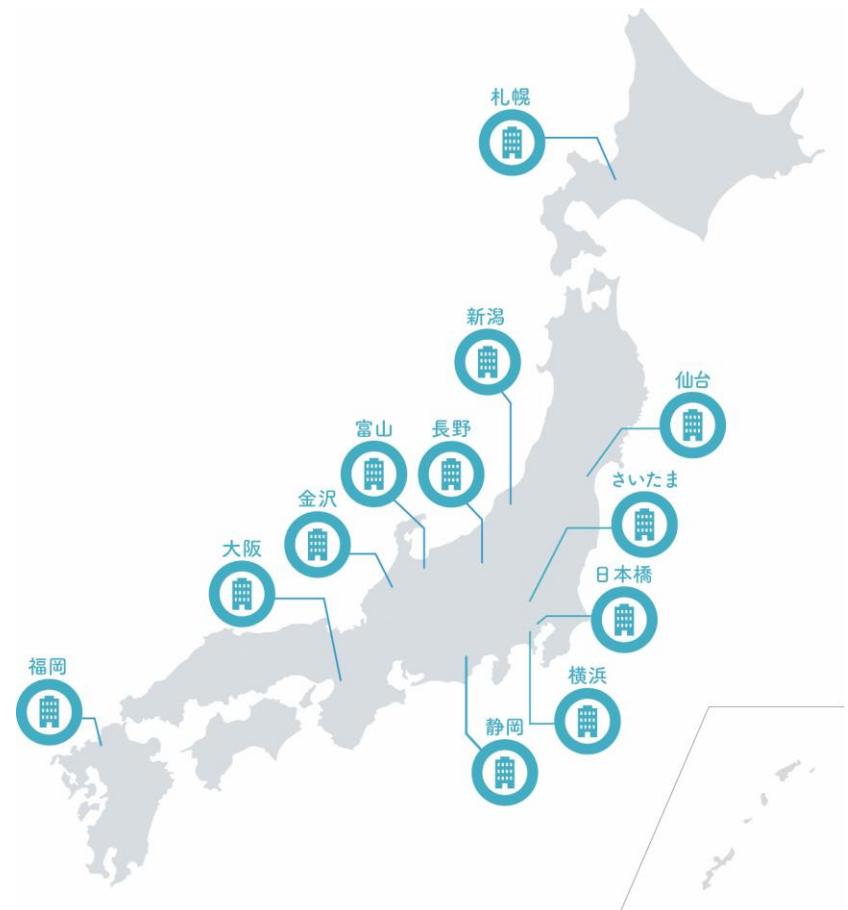
法人名	かなで監査法人 Kanade Partnership	
設立	2020年10月	
役員	理事長	水野 雅史
	理事	五十嵐 徹
	理事	杉田 昌則
	理事	石井 宏明
	理事	松浦 竜人
	理事	高村 藤貴
	理事	矢部 誠
	監事	瀬戸 卓
人員数	社員（公認会計士）	23名
	特定社員	1名
	職員（公認会計士）	45名
	職員（上記以外）	47名
	合計	116名
	非常勤職員（外数）	
	〈公認会計士〉	（53名）
	〈上記以外〉	（5名）
監査契約先	金融商品取引法・会社法監査	33社
	会社法監査	12社
	信用金庫法監査	4庫
	その他	39社
	合計	88社
登録	上場会社等監査人登録制度 登録	
関係会社	Aud×IT株式会社 リーガレックス株式会社	

(2025年12月31日時点)

法人概要 2/3

所在地

- 日本橋オフィス
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビルディング
- 札幌オフィス
〒060-0806 北海道札幌市北区北六条西1-4-2 ファーストプラザビル
- 仙台オフィス
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-5-28 カーニープレイス仙台駅前通
- 新潟オフィス
〒950-0084 新潟県新潟市中央区明石1-7-12 新潟OSEビル
- 長野オフィス
〒380-0823 長野県長野市南千歳1-3-7 守谷第一ビルディング
- 富山オフィス
〒930-0857 富山県富山市奥田新町8-1 ボルフアートとやま
- 金沢オフィス
〒920-0022 石川県金沢市北安江3-6-6 メッセ・ヤスダ
- さいたまオフィス
〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-80-1 KS-DiO
- 横浜オフィス
〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-10-15 YT10ビル
- 静岡オフィス
〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠1-14-30 鷹匠望月ビル
- 大阪オフィス
〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原5-1-28 新大阪八千代ビル別館
- 西日本オフィス
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル

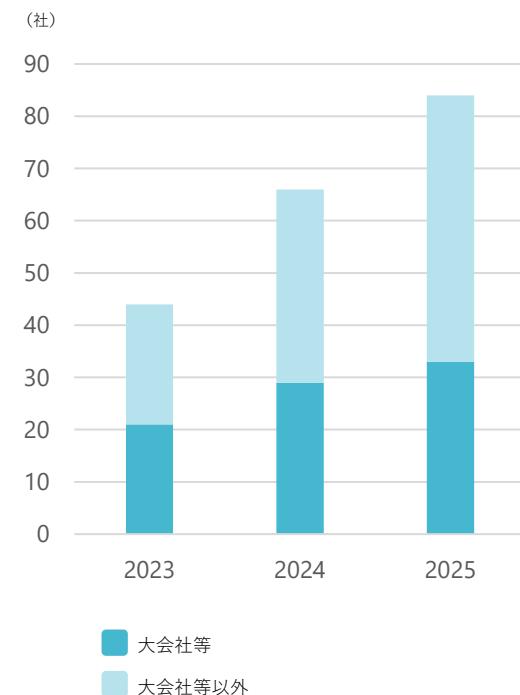


(2025年12月31日時点)

法人概要 3/3

監査契約数

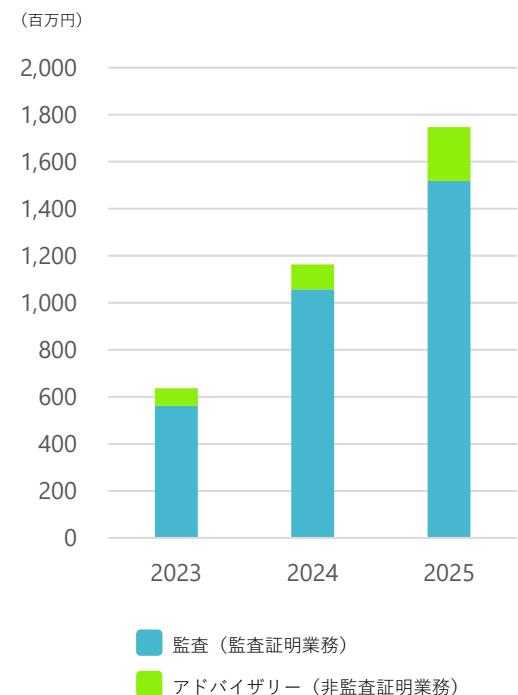
2020年10月の設立以来、当法人の取組みに多くの監査先からご評価をいただき、監査契約数は増加しています。



(各年8月31日時点)

売上高

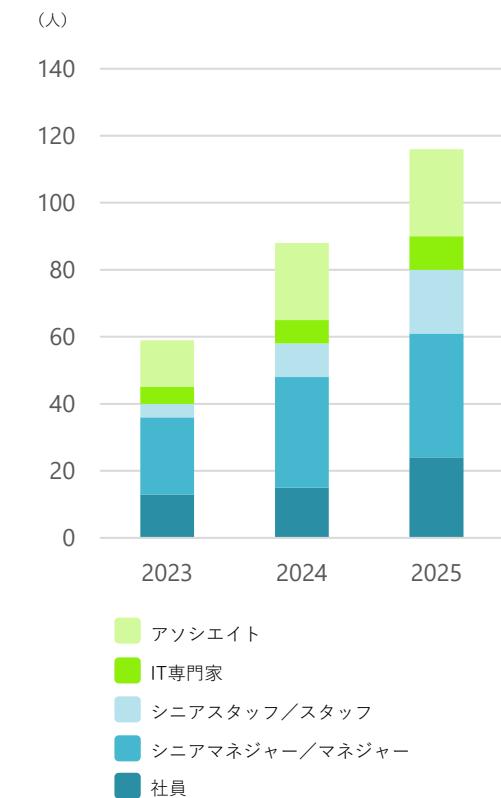
監査先数の増加に伴い、監査売上高は増加しています。また、株式上場支援業務の増加等に伴い、アドバイザリー売上高は増加しています。



(各年8月31日決算)

人員数 (常勤のみ)

当法人の取組みに多くの方々からご評価をいただき、人員数は増加しています。なお、人的資源が十分に確保されている場合に限り、監査及びアドバイザリー業務を受嘱しています。



(各年8月31日時点)

主要監査先一覧

監査契約先（大会社等に限る）

石井食品株式会社
イー・ガーディアン株式会社
株式会社Will Smart
株式会社エコム
エフビー介護サービス株式会社
株式会社カンセキ
ギークス株式会社
株式会社共和工業所
株式会社共和コーポレーション
香陵住販株式会社
小松ウォール工業株式会社
株式会社CCIグループ
静岡鉄道株式会社
株式会社秀英予備校
スターティアホールディングス株式会社
株式会社セイヒョー
セカンドサイトアナリティカ株式会社

立花証券株式会社
津田駒工業株式会社
株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル
株式会社電算
日精樹脂工業株式会社
NITTOKU株式会社
株式会社ハリマシステム
福島印刷株式会社
株式会社北國銀行
株式会社ミマキエンジニアリング
株式会社ムロコーポレーション
ユニフォームネクスト株式会社
ヨシコン株式会社
株式会社ヨンドシーホールディングス
株式会社リファインバースグループ
株式会社リブ・コンサルティング
レオン自動機株式会社

(五十音順)

(2025年12月31日時点)

品質管理基盤

高品質な監査は、健全なガバナンスの下で、適切な監査マニュアルや監査ツールに基づき、的確な指揮・監督に従い、必要な知見・経験・スキルを持つ人財が、十分な監査時間をかけて、はじめて実現します。

かなで監査法人は、「かなでの約束」に掲げた「中堅企業・地方中核企業・成長企業に最適な監査」の実現に向けて、必要となる制度やツールをひとつひとつ作り上げてきました。そして、おかげさまで、その基盤に多くの優秀な人財が集まり、高品質な監査を実現してきました。

監査を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。当法人はこれからも、高品質な監査のさらなる進化・深化に向けて、一步一歩着実に前進してまいります。



理事
品質管理部長
五十嵐 徹

品質管理基盤

風土の醸成並びに職業倫理及び独立性

品質を重視する風土の醸成

すべての社員・職員が共通に保持すべき価値観を「かなでの約束」に示しており、すべての社員・職員は、「かなでの約束」を指針として行動しています。

理事長は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを、「かなでの約束」を含め、定期的に発信するブログや四半期に一度開催される全体会議等にて、繰り返し示しています。

*「かなでの約束」はP.3を参照ください。

職業倫理

「倫理規則」（日本公認会計士協会）等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「倫理マニュアル」、「インサイダー取引防止規程」等に定め、職業倫理に関する研修の実施、宣誓の入手、顕在化した問題への対応等を実施しています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）に職業倫理違反はありません。

独立性

独立性の保持の方針及び手続を、「監査の品質管理規程」及び「倫理マニュアル」に定めています。

当法人及び社員・職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時点及び必要となる時点において、「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員・職員に対して、業務開始時及び監査意見表明時における独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化することとしています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）に独立性に関するルールへの抵触はありません。

ローテーション

「倫理マニュアル」において、「倫理規則」等の規定に従う旨を定めています。

大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは、筆頭業務執行責任者である監査責任者は5会計期間、その他の監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間を必要としています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）にローテーションルールへの抵触はありません。

監査報酬が独立性等に与える影響

「倫理規則」では、特定の監査業務に対する報酬が、1期目あるいは数期連続して、それぞれ会計事務所等の総収入の一定割合を超える場合に、独立性を阻害する要因になるとされています（「倫理規則」パート4Aセクション410 2.(6)総報酬-報酬依存度）。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）における特定の監査業務に対する報酬は最大でも5.6%であり、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

独立性遵守率

▶ 100 %

特定の監査業務の報酬が
総収入に占める割合の最大値

▶ 5.6 %

品質管理基盤

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

関与先の事業内容、財政状態や経営成績、経営者の誠実性、ガバナンスの状況、会計方針、経理能力、内部統制の状況、契約条件、業務リスク（不正リスクを含む）等とともに、当法人の関与先に対する職業倫理の遵守、独立性の保持、監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しています。

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針と手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、適宜、報告することが求められます。監査契約の新規の締結にあたっては契約所管部長、品質管理部長及び業務開発部長の承認を、更新にあたっては契約所管部長及び品質管理部長の承認を、必要としています。

—不正リスクへの対応

「監査における不正リスク対応基準」が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約の新規の締結又は更新に伴うリスクの程度を評価しています。

十分な監査資源の確保

監査資源の確保のため、監査時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有しているかを検討し、有している場合にのみ、監査契約の新規の締結又は更新をしています。

当法人では、大手監査法人で多種多様な業務を経験してきたパートナーやマネジャーが主として監査業務に当たっています。また、十分に能力を発揮できるよう、稼働率が著しく高くなることがないよう、十分な人数を確保しています。

業務稼働率
(アソシエイト
除く常勤者)

▶ 75.0 %

職責	人員数	業務稼働率
パートナー	24人	54.0%
シニアマネジャー ／マネジャー	44人	82.1%
シニアスタッフ ／スタッフ	22人	85.2%
アソシエイト	21人	84.6%

人員数は2025年8月末時点。
業務稼働率は2024年9月～2025年8月の平均。
業務には監査証明業務及び非監査証明業務を含み、所内業務を含まない。
いざれも常勤のみ。

品質管理基盤

監査業務の実施 1/2

監査業務の実施

監査チームの責任、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツール（ソフトウェア・ツールを含む）を定め、これらに従い監査業務を遂行しています。

一不正リスクへの対応

不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る監督及び監査調書の査閲に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、当該方針及び手続に従って、監査業務の監督及び監査調書の査閲を実施する責任を負います。

専門家の利用

十分かつ適切な監査証拠を入手するために、会計又は監査以外の分野の専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する必要があると判断される場合の対応を「監査の品質管理規程」に定め、必要に応じて外部の専門家を利用しています。

外部の専門家を円滑に利用するため、以下の専門家と契約を締結しています。

- ▶ 退職給付債務の計算（年金数理人）
- ▶ グループ通算税制等の複雑な税務（税理士）
- ▶ 法務（弁護士）
- ▶ 不動産の鑑定評価（不動産鑑定士）
- ▶ 企業価値評価（公認会計士）

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）の外部の専門家の利用数は6件です。

専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合の対応を「監査の品質管理規程」に定め、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、その過程を文書化しています。

一不正リスクへの対応

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の対応を定め、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討しています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）の専門的な見解の問合せ数は17件です。

外部専門家
の利用数

▶ 6 件

専門的な見解
の問合せ数

▶ 17 件

品質管理基盤

監査業務の実施 2/2

監査上の判断の相違

監査上の判断の相違を解決するための必要な方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

監査チーム内、あるいは、監査責任者と審査担当者との間などにおいて監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理部長とともに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じることとしています。また、品質管理部長は、必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）に監査上の判断の相違は生じていません。

監査事務所間の引継

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継を実施することを「監査の品質管理規程」に定め、適切に実施しています。

一不正リスクへの対応

後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査人から要請のあったそれらに関する調書の閲覧に応じることを定めています。

また、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問することを定め、実施しています。

監査チームが実施した引継の状況について、品質管理部長に報告しています。

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

監査調書は、紙媒体により入手された監査証拠を含むごく一部の監査調書を除き、電子調書を原則としています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。

監査調書は、紙調書・電子調書ともに、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は、原則として10年と定めています。

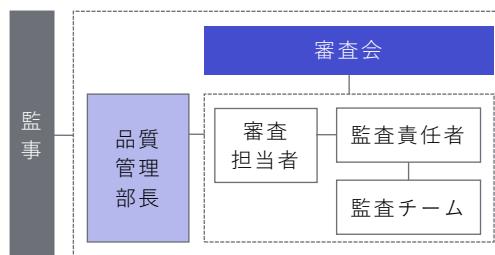
品質管理基盤

品質管理体制

品質管理体制

社会からの信頼に応えるべく、監査業務の質を合理的に確保するために、リスク・アプローチを適用し、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理体制を整備・運用するとともに、品質管理体制の整備及び運用の状況を適切に記録・保存するため文書化しています。これらの手続は、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠しています。

品質管理体制は、下図のとおりです。監査チームは、監査責任者の指揮・監督・査閲のもと、監査手続を実施し、審査担当者による審査を受けます。特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会が審査します。品質管理部長は、こうした体制が機能していることを監視し、必要に応じて是正措置を講じます。監事は、この枠組みが適切に機能していることを監査しています。



審査

「審査規程」に審査の詳細を定めています。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

不正リスクへの対応

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）の審査実施率は100%です。

審査会による審査

特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。

2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）の審査会による審査数は23件です。

審査会審査数

▶ 23 件

上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

公認会計士法施行規則第87条第2号が要求する上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制を、以下のとおり整備しています。

業務の品質の管理に係る専任の部署の設置

業務の品質の管理に係る専任の部署として品質管理室を設置し、専任の公認会計士が品質管理業務に従事しています。

なお、品質管理室のほか、会計品質室及び品質推進室を設置し、それぞれの業務に複数の公認会計士が兼務にて従事しています。

業務の品質の管理に従事するための十分な時間の確保

品質管理責任者である品質管理部長兼品質管理室長は、専任で品質管理業務に従事しており、監査業務に従事していません。また、品質管理業務に兼任で従事する公認会計士は、品質管理業務に要する時間を見積り、年間を通じて必要な時間を確保しています。

品質管理基盤

情報と伝達

情報と伝達

法人内外への適切で適時な情報の発信のため、情報の取得、生成又は利用に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

非常勤職員を含む監査事務所内のコミュニケーションは、法人内ポータルサイト、会議、研修会や勉強会等、その他日常的なコミュニケーション機会等を利用して実施しています。

外部者とのコミュニケーションは、ホームページ、ソーシャルメディア、外部者との直接的な会話やその他のやり取り等を利用して実施しています。

監査役等との品質管理システムに関する協議

会社計算規則131条に基づく「会計監査人の職務の遂行に関する事項に関する通知書」を準備し、定期的及び更新の都度、監査先の監査役等に品質管理システムの状況を説明し、協議しています。

内部・外部通報制度

監査業務に係る社員・職員の不適切な行為、判断及び意見表明、関連する法令に対する違反、並びに、監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。なお、通報したことも含め、通報者の氏名、内容等は一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。



情報提供ホットラインは、当法人の監査等の業務に関する不正・不跡及び違法行為等に関する情報内外から幅広く収集し、当法人の監査の品質の向上を図ることを目的としております。

情報提供の手続

E-Mailあるいは書面等のいずれかで、下記までご連絡ください。

E-Mailの場合の送付先	hotline@kanade-partnership.or.jp
書面の場合の郵送先	〒103-0027 東京都中央区日本橋1-12-10 東京ビルディング かなで監査法人、外部通報担当者宛

当法人ホームページ（[こちら](#)）に情報提供ホットラインを設置しています。

不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。不服と疑義の申立てがあった場合には、必要に応じて法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所が関与して、不服と疑義の申立てを調査することとしています。

一不正リスクへの対応

当法人内外からもたらされる不正リスクに関する情報は、適時に監査責任者に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理部長に書面または電磁的記録で報告しています。

品質管理基盤

品質管理のシステムの監視

モニタリング活動のデザインと適用

品質管理システムの整備及び運用についての適切な情報を適時に提供し、不備が適時に改善されるように適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

「監査の品質管理規程」では、監査業務の定期的な検証を含む、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を実施することを定めています。監査業務の定期的な検証は、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しています。また、日常的監視及び評価は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検証対象としています。

一不正リスクへの対応

定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめています。

識別された不備の評価及び不備への対応

品質管理部長は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し適切な措置を講じています。

モニタリング及び改善に関する継続的なコミュニケーション

品質管理部長は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は必要な是正措置を適時に実施しています。

品質管理システムの評価

品質管理システムの評価に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。会計年度の末日を基準日として品質管理システムを評価し、識別された不備に対して迅速かつ適切な措置を講じています。

文書化

品質管理システムに関する文書についての方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

外部検査の状況

当法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けています。

日本公認会計士協会の品質管理レビュー

2025年10月付で品質管理レビュー報告書を受領しています。品質管理レビューの実施結果は、以下のとおりです。

重要な不備事項のない実施結果

品質管理基盤

金融機関監査への対応

金融機関監査への対応

金融機関の監査は、

- ▶ 金融機関に特有の事象や状況があり、特有の会計処理がある
- ▶ 金融機関の監査に特有の監査ツールが必要となる
- ▶ 膨大なデータの処理を求められることが多い点で、一般事業会社の監査とは異なります。

たとえば、銀行業の監査における重要な監査要点である貸出金等の自己査定の検証に際しては、自己査定の仕組みや関連する会計基準を理解し、膨大な自己査定データを処理してリスクの高い項目を的確に抽出し、個々の自己査定を適切に検討することが求められます。

当法人では、金融機関の監査で必要となる人財・ツール・システム環境を整え、各種金融機関※の金融商品取引法監査・会社法監査等に対応しています。

地方銀行 信用金庫
信用組合 労働金庫

証券会社

リース会社

ファンド

※ 大規模な金融機関を除きます。

豊富な金融監査人財

銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・証券会社・リース業等の金融機関の監査経験を有し、金融機関特有の会計処理を熟知する人財を豊富に擁しています。また、金融行政の監督官庁への出向経験者や、金融機関へのリスク管理・会計処理等のアドバイザリー業務経験者、十分な金融機関監査経験を有するIT専門家も多数在籍しており、監査及びアドバイザリー業務を提供しています。

金融監査経験者数
(1年以上従事／常勤公認会計士)

▶ 39 名

デジタルへの対応

金融機関の監査で求められる膨大なデータの処理・分析に対応するため、データ解析の専門家の指導のもと、大規模なデータを処理するセキュアな環境をクラウド上に整えています。

独自の監査ツール

業種ごとのリスク及びリスク対応手続をデータベース化し、網羅的なリスク対応手続の立案と実行を実現しています。また、金融機関監査で必要となる各種ツールを独自に開発し活用しています。

※ 関連するツールの詳細はP.32にて紹介しています。

組織・ガバナンス基盤

ガバナンスとは、健全な法人経営を実現するための組織統治、仕組み、管理体制等です。

私たちは、監査法人の価値を計る重要な指標のひとつが、私たちが実施する監査によってもたらされる関係者からの信頼であると考えています。したがって、監査の品質が最も重要です。そして、その向上には倫理観の保持、社会的使命感の維持、緊密なコミュニケーション、最新のテクノロジーの活用、良好な労働環境・組織風土の整備が求められます。

私たちは、このようなガバナンスの基盤となる事項を「かなでの約束」として定め、信頼され続ける法人として、健全な社会の発展に貢献してまいります。



監事
瀬戸 卓

組織・ガバナンス基盤

組織

理事長

社員総会で選任された理事長が、当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負います。

理事長の略歴はP.22を参照ください。

理事

理事は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して、社員総会で選任しています。各理事の担当領域を定め、各理事が担当領域に関する情報収集・リスク分析、効率的・効果的な業務運営の検討をリードしています。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理責任者である品質管理部長が負い、品質管理部長には、品質管理システムの整備及び運用のために十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を有する社員を理事会で選任しています。なお、独立性に係る要求事項の遵守に関する責任は倫理・独立性室長が、モニタリング及び改善プロセスに関する責任は品質管理室長が、それぞれ負います。

理事の略歴はP.22～P.23を参照ください。

監事

社員総会で選任された監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行の監査を通じて、理事長及び理事の業務の執行の適切性を確保しています。

監事の略歴はP.23を参照ください。

品質管理組織

品質管理、業務開発等機能ごとに部門を設置し、その部長には理事が就任しています。各部には領域ごとに細分化した室を設置し、社員あるいは職員が室長・室員として活動しています。監査業務に従事するマネジャー以上の職員が各室のメンバーを兼務することにより、コンパクトな組織運営、組織運営への主体的関与による人財育成、及び、組織的な情報集約と課題対応による監査品質の向上の両立を目指しています。

監査業務ごとに選任される監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

一不正リスクへの対応

「監査における不正リスク対応基準」に準拠して実施される監査業務を行う監査事務所に遵守が求められる事項を、「監査の品質管理規程」に含めて規定しています。不正リスクに関する品質管理の責任は、品質管理部長が負います。



組織・ガバナンス基盤

ガバナンス

会議体

健全な組織風土を醸成するには、充実したコミュニケーションが重要です。職層ごとあるいは職層を超えた会議体を設定し、頻度の高いコミュニケーションを実践しています。

なお、当法人の職員には、公認会計士やその他専門家のほかに、アソシエイトと呼称する専門家をサポートする職員が含まれます。また、当法人では非常勤の専門要員が活躍しています。本報告書において「社員・職員」とは、原則として、非常勤を含むすべての社員・職員を指します。

アドバイザリーボード

アドバイザリーボードは、独立した立場から、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行っています。アドバイザリーボードのメンバーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに関し識見を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。

会議体	開催頻度	参加者
社員総会	年1回+必要な都度	社員
アドバイザリーボード	2か月に1回	アドバイザリーボード・メンバー及び理事長・理事・監事
理事会	月次+必要な都度	理事長・理事・監事
審査会	必要な都度	審査会メンバー
情報セキュリティ委員会	必要な都度	委員会メンバー
経営会議	隔週	理事長・理事・監事・その他社員
運営会議	隔週	社員及び職務を担当するマネジャー
エリア会議	月次	エリアに所属する社員及び常勤のマネジャー以上の職員
オフィス会議	月次	オフィスに所属する社員及び常勤の職員
全体会議	四半期に1回	社員及び常勤の職員

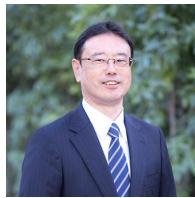
非監査業務への取組み

アドバイザリー業務等の非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる貴重な知見を得る機会であり、社員・職員の重要な育成機会であると考えています。会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。

ただし、監査先への非監査業務の提供は、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しません。

組織・ガバナンス基盤

理事及び監事略歴 1/2



水野 雅史
理事長 IPO部長

1994年10月 青山監査法人 入所
1995年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年4月 公認会計士登録
2008年7月 監査法人トーマツパートナー 就任
2022年12月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2023年1月 かなで監査法人 入所
2023年4月 かなで監査法人パートナー 就任
2024年11月 かなで監査法人 理事長 就任（現任）

上場会社の法定監査業務、株式上場（IPO）支援業務、ベンチャー支援業務等に従事する。このほかに、メーカーにて通信システム開発業務、金融機関にてファイナンシャル・アドバイザー業務、再生ファンドにて投資先再建業務に従事した経験を持つ。

有限責任監査法人トーマツ在籍中は、横浜事務所長、静岡事務所長、東日本サテライト事業部長を歴任。かなで監査法人に参加し、パートナーに就任。IPO部長に就任し、理事長に就任。

神奈川県横須賀市出身、東京都中野区在住。



杉田 昌則
理事 監査部長

1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1999年4月 公認会計士登録
2007年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年8月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 就任（現任）
2021年6月 株式会社サンクゼール取締役監査等委員
就任（現任）
2025年6月 長野県労働金庫理事 就任（現任）

製造業・建設業・卸売業・金融機関等の法定監査の監査責任者を務める。経営管理を中心とするコンサルティングに多数携わる。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、監査品質の向上と監査業務の変革を進める各種プロジェクトに参画、イノベーションをリード。

かなで監査法人を設立、品質管理部長に就任。監査品質の向上と監査業務の改善を進める。2024年11月より監査部長に就任。

長野県長野市在住。



五十嵐 徹
理事 品質管理部長

1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1999年7月 公認会計士登録
2007年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2021年11月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2023年10月 かなで監査法人 入所
2023年12月 かなで監査法人パートナー 就任
2024年11月 かなで監査法人 理事 就任（現任）

製造業・小売業・外食業・不動産業・情報通信業・海運業など幅広く法定監査業務に従事し、監査責任者を務める。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、品質管理部門にて数多くの会計相談及び監査相談に応じ、重要審査案件を担当するとともに、審査室長として法人全体の品質管理施策の立案・遂行に携わる。

かなで監査法人に参加し、パートナーに就任。品質管理部長に就任。

神奈川県藤沢市在住。



石井 宏明
理事 業務開発部長
アドバイザリー部長

1990年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1994年3月 公認会計士登録
2006年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年7月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 就任（現任）

製造業・小売業・外食業・サービス業・情報通信業等幅広く法定監査の監査責任者を務める。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、監査業務に加え、株式上場支援業務に従事するとともに、M&Aに関する支援、事業再生に関する支援、経営管理助言等、企業のライフケースティージに合わせた企業価値向上のために取り組んだプロジェクトは200件を超える。

かなで監査法人を設立、業務開発部長に就任。

東京都練馬区在住。

組織・ガバナンス基盤

理事及び監事略歴 2/2



松浦 竜人
理事 人財戦略部長
金融部長

1996年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2001年4月 公認会計士登録
2001年1月 金融庁入庁
2012年7月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 就任 (現任)
2022年12月 株式会社学研ホールディングス社外監査
役就任 (現任)

金融機関・小売外食業・製造業・不動産業・建設業等の法定監査の監査責任者を務める。

金融庁では公的資金注入審査や金融検査に従事する。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、さいたま事務所にて株式上場、内部統制高度化、事業計画策定、事業承継等支援業務に従事、さいたま市包括外部監査人を務める。

かなで監査法人を設立、人財戦略部長に就任。働き甲斐と働きやすいの実現を目指す。

群馬県伊勢崎市出身、埼玉県さいたま市在住。



矢部 誠
理事 IT戦略部長

2005年11月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2012年7月 有限責任監査法人トーマツ
パートナー 就任
2020年12月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2023年4月 かなで監査法人入所
理事 就任 (現任)

外資系金融機関等での金融サービス基盤全般の企画・設計・開発・運用に携わった後、有限責任監査法人トーマツに入所。ITリスク評価、情報セキュリティ・プライバシー関連アドバイザリー、不正調査、フォレンジック業務を担当。また、データ分析コンサルティング事業を統括。

かなで監査法人にてIT戦略部長に就任。法人のIT戦略やITインフラ、情報セキュリティ管理をリードする。

神奈川県横浜市在住。



高村 藤貴
理事 事務管理部長

1998年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2001年4月 公認会計士登録
2012年7月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 就任 (現任)

北陸3県（福井・石川・富山）を中心に、上場会社や上場準備会社等の監査業務とともに、株式上場、J-SOX導入、IFRS導入、M&A、事業承継等の業務に従事する。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、本部にて利益管理、監査調書管理、社員ローテーション管理、複雑な規制対応等を含め組織運営管理を担当する。

かなで監査法人を設立、事務管理部長に就任。財務戦略策定や組織運営管理をリードする。

石川県金沢市在住。



瀬戸 卓
監事

1992年4月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1995年3月 公認会計士登録
2005年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2022年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2022年10月 かなで監査法人 入所
2022年10月 日本スキー場開発株式会社社外監査役
就任 (現任)
2023年4月 かなで監査法人パートナー 就任
2024年11月 かなで監査法人 監事 就任 (現任)

情報サービス業・製造業・小売業・飲食業など多様な業種の監査責任者を務め、株式上場（IPO）支援、M&A支援、業務改善指導などの業務にも従事。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、仙台事務所長、第一事業部第一部部長を歴任し、組織運営に携わる。

かなで監査法人に参加し、パートナーに就任。監査部長に就任し、その後監事に就任。

群馬県太田市出身、東京都江東区在住。

人的基盤

監査法人にとって、最も大切な財産は「人」です。

私たちは「かなでの約束」に掲げるとおり、人を中心
に据え、社員・職員一人ひとりが人間的な魅力を高め
ながら、安心して働く環境と働きがいのある職場の
実現を目指しています。

高品質な監査およびアドバイザリーサービスを提供し、
ステークホルダーの皆さまの信頼と期待に応えていく
ためには、メンバー一人ひとりがプロフェッショナル
として自らの価値を發揮し、チームとして力を合わせ
ることが欠かせません。

そのために、多様な能力や経験を有する人財の採用と
育成に加え、共通の価値観のもとで互いを尊重し、一人
ひとりの強みを活かし合う組織風土の醸成に取り組
んでいます。



理事
人財戦略部長
松浦 竜人

人的基盤

採用／評価／選任

採用

社員・職員の採用にあたっては、採用計画に従い、書類選考及び面談により、当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人財を採用しています。

入所時には、「かなでの約束」を含む経営理念を伝達するとともに、監査品質の確保のための入所時研修を実施しています。

評価

評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力・適性・業績を考慮して評価を実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人財育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。また、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。

選任

監査チームのメンバーの選任に際しては、

- ▶ 類似した業務の実務経験等や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度
- ▶ 関与先が属する産業に関する知識
- ▶ 職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力

等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要な適性及び能力を有する社員・職員をそれぞれの監査業務に選任しています。

なお、監査チームのメンバーは常勤職員を中心としています。2025年8月31日時点の総人員のうち常勤者率（FTE※ベース）は88.8%です。

※FTE : Full-Time Equivalent。フルタイム勤務者換算
—不正リスクへの対応

監査チームの組成にあたっては、識別した不正リスクに応じて、不正に関する知識や能力を考慮してメンバーを選任します。なお、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を、後任の監査責任者に適切に伝達することを定めています。

総人員のうち
常勤者率(FTE)

▶ 88.8 %

非常勤者

当法人では、非常勤勤務、時短勤務やフレックスタイム制を組み合わせ、それぞれの方にとつて最適な働き方を実現できるよう、柔軟に対応しています。

非常勤者の採用、教育・訓練について、常勤者と変わることはありません。

2025年12月31日時点
の非常勤者数は58人
です。

非常勤者数

▶ 58 人

IT専門家

当法人では、常勤のIT専門家が中心となって、IT環境の理解、IT全般統制・自動化された情報処理統制の検証を実施しています。

2025年12月31日時点のIT専門家数は12名（外数、非常勤3名）です。

なお、IT専門家には
公認会計士であるIT
専門家を含みます。

IT専門家数
(外数：非常勤)

▶ 12 人
(3人)

人的基盤

教育・訓練

監査実施者の教育・訓練

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度であるCPDの必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要なと考えられる研修を指定し、受講を義務付けています（指定研修）。

また、四半期に一度、その時に必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修を実施しています（独自研修）。独自研修はeラーニング化し、対象者全員の受講を義務付けています。

不正リスクへの対応

社員・職員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。

2024年研修年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の公認会計士の研修受講平均時間は41.4時間、指定研修受講率・独自研修受講率はいずれも100%です。

研修受講平均時間

▶ 41.4 時間

指定／独自研修 受講率

▶ 100 %

会計又は監査の専門家（会計又は監査の分野において専門知識を有する個人）の研修プログラム

	ビジネススキル				テクニカルスキル			
	ベーススキル	ソフトスキル	PCスキル	言語スキル	ベーススキル	トピックスキル		
スタッフ	職業倫理 独立性 コンプライアンス	情報セキュリティ ・ITスキル	ビジネスマナー ロジカルシンキング タスクマネジメント プレゼンテーション リーダーシップ コーチング マネジメント	エクセル・ワード ビジュアライゼーション オートメーション パワーポイント	TOEIC・英会話等 希望がある場合に補助	監査証拠 リスク評価 科目別監査手続 監査計画・結論 サンプリング 分析的実証手続 内部統制 監査マニュアル	CPD研修 テーマ別勉強会	春夏秋冬期研修（会計・監査トピック） CPD指定研修
シニアスタッフ								
マネジャー								
シニアマネジャー								
パートナー								

人的基盤

働き方

多様な働き方

1日6時間だけ働きたい人、週休3日を希望する人、時間帯をズラして働きたい人、副業している人。現在置かれている環境や求める自己実現・ワークライフバランス等にはさまざまな希望があります。

このため、公認会計士・IT専門家・アソシエイトを問わず、非常勤勤務、時短勤務やフレックスタイム制を組み合わせ、それぞれの方にとって最適な働き方を実現できるよう、柔軟に対応しています。

フレキシブルな働き方を推奨する各種制度（右記）や、人に優しい組織風土は女性職員にも評価されています。2025年12月31日時点の女性比率（常勤者）は34.5%です。

時短勤務者数

▶ 5人

女性比率

▶ 34.5 %

適切な給与水準

当法人は、大手監査法人と同水準の、中堅企業・地方中核企業・成長企業に特化した、適切な監査品質を目指して活動しています。同じ水準の品質を実現するためには、同じ水準の人財（公認会計士・IT専門家・アソシエイト）が必要であり、同じ水準の給与・賞与が必要です。

当法人は、大手監査法人と同水準の給与・賞与を設定しています。

多様な働き方を支える制度

監査チームとして最大のパフォーマンスを発揮するためには、各自が責任感を持って行動することを前提として、以下の制度を導入しています。

フレックスタイム制／時短勤務

完全フレックスタイム制を採用しています。勤務時間を1日7時間とし、コアタイムはありません。育児、介護、副業等による時短勤務の必要があると認められた場合には、時短勤務ができます。

在宅勤務

業務に支障がない限り、在宅勤務は自由です。

副業

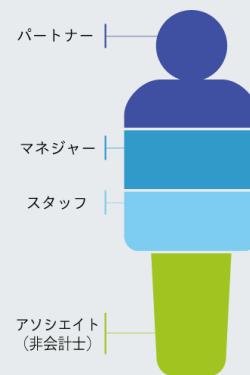
副業は、経済社会で活躍できる実力を養成する良い機会です。社外役員・税務業務等、当法人内では経験できない業務であり、その経験が法人にも還元されると認められた場合には、一定の上限までの副業を認めています。（利益相反や独立性の観点から一定の制限を設けるとともに、人財責任者による承認が必要となります。）

適切な稼働時間

年間を通じて適切な稼働時間を保つこと重視しており、IT監査ツールの活用やアソシエイトの活躍などにより、健康的で持続可能な働き方を実現しています。月平均残業時間（非管理職）は、2025年12月31日時点で11時間3分（法定外労働時間および法定休日労働時間では1時間42分）です。

かなで監査法人が目指す人財構成

「かなでの約束」に掲げているとおり、当法人はメンバーが安心して働く環境と働き甲斐を実現したいと考えています。そのためには、ほとんどの人財がパートナーになれない組織も、十分な経験を経ることなくパートナーになれる組織も、適切ではないと考えています。努力を重ねて自身の能力を開発した人財が適切に昇格し、長期間働くことができる人財構成を、当法人は前提に置いて組織を運営しています。



IT基盤

当法人の情報基盤はクラウドネイティブ、Fit to Standardを前提とし、サイバーセキュリティの確保に最大限の注意を払いながらも、最大効率で業務実施できることを目的としています。

法人規模が拡大する中においても、いつでもどこからでも業務ができるIT基盤を、外部の専門家を含めたすべてのメンバーに提供すること、監査先との円滑なコミュニケーション手段を提供すること、現場発信でのデジタルツールの開発・運用を支えることを通じて、当法人の監査品質を支えています。



理事
IT戦略部長
矢部 誠

IT基盤

ITインフラ

IT基盤

リモートコミュニケーションに必要な情報共有の仕組みを構築しつつ、保有資産を最小化して今後の技術革新に適時に対応するため、VDI（仮想デスクトップ環境）や監査業務管理ツールなどのIT基盤をフルクラウドで構築しています。最新技術を活用することにより、小規模ながら、セキュアで高効率なIT環境を実現しています。

情報セキュリティ

MFA（多要素認証）と条件付認証による安全なクラウド環境を利用するとともに、MDM（Mobile Device Management）やEDR（End point Detection and Response）を利用したセキュリティリスクの検知と対応による情報資産へのアクセス管理により、侵入等の際の速やかな対応を確立しています。

テクノロジー資源の管理

テクノロジー資源には各種ITツールが含まれ、その取得又は開発、適用、維持及び利用に関する方針又は手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

法人外部で開発されたテクノロジー資源、法人内部で開発されたテクノロジー資源、ユーザーが開発した簡便的なテクノロジー資源に分類し、それぞれのリスクに応じた検証を行い、IT戦略部長及び品質管理部長が利用を認めたテクノロジー資源を利用しています。

監査業務管理ツール

監査のIT基盤となる監査業務管理ツールには、世界最大シェアであるCaseware社のCaseware Cloudを採用し、監査調書の電子化とリモート監査対応を実現しています。2026年度以降は完全クラウド版の新世代ソリューションであるCaseware Docuflex Japanへの移行を予定しています。

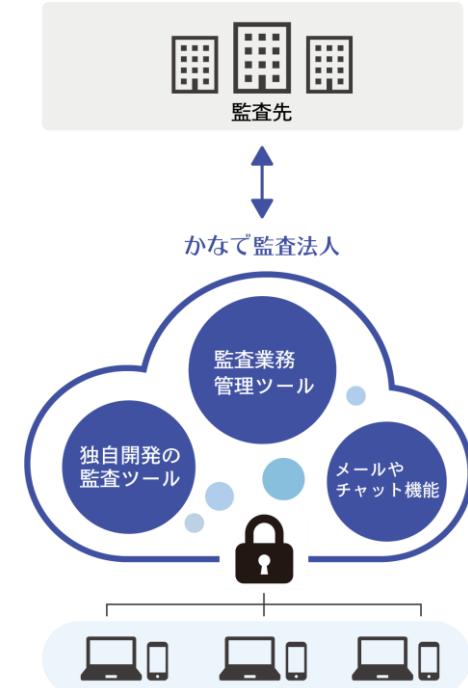
2025年度（2024年9月1日～2025年8月31日）に実施した監査業務におけるCaseware Cloud及びVDIの使用率は100%です。

VDI使用率

▶ 100 %

Caseware Cloud
使用率

▶ 100 %



ITリテラシー向上のための研修体制

最新技術を常に取り入れ、監査を絶え間なく改善・革新するためには、全ての社職員がITに対する知見を高める必要があります。当法人では、ITスキルを向上するための継続的な研修制度を整備しています。

ITスキル認定制度

すべての社職員に対し、法人が目指すITスキルレベルを担保するために独自のITスキル認定制度を設けています。

IT基盤

独自開発のデジタル監査ツール 1/2

デジタル監査ツール

監査で必要となるツールはほとんど市販されていません。このため、当法人では、監査先のデジタル化の進展にあわせ、また、効果的で効率的な監査の実現のため、独自の監査ツールを開発し、活用しています。

なお、業務管理のために必要となるシステムについても、当法人内で独自に開発し、活用しています。



監査業務等の提案・受注・契約・進捗・調書登録や、監査業務管理ツールへのアクセス権等を管理するシステム



監査業務等やオフィス等の損益計画・実績や個人ごとの稼働計画・実績等を管理するシステム

かなでconnect

監査先との資料のやり取りをセキュアかつシームレスに実現するプラットフォームが、かなでconnectです。資料依頼状況や提出状況が即時に反映され、期日管理や質問管理も一元的に実施できます。監査先とストレスなくつながることで、迅速かつ正確で効率的なコミュニケーションを実現しています。



監査スケジュールの管理支援システム

プロマネnavi

個々の監査業務の各タスクの進捗状況を把握し、期日が近づいている／経過している未了タスクをチームメンバーに自動でメール通知するシステムが、かなでプロマネnaviであり、KMS上に実装されています。

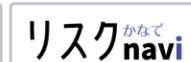
重要な監査業務の実施漏れを防止するとともに、計画的に適切な時期に適切な業務を実施することにより、監査工数の平準化に貢献しています。

監査のプロセスに沿って独自開発した監査ツール

リスクの評価



計画の立案



手続の実施



報告



IT基盤

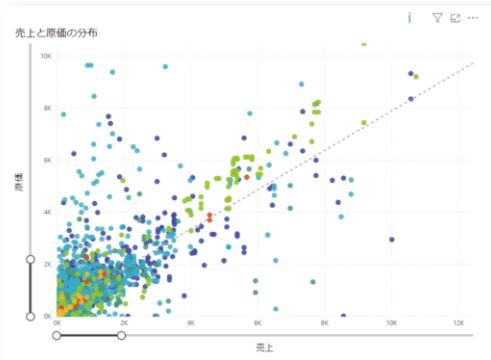
独自開発のデジタル監査ツール 2/2

リアルタイム監査を実現するビジュアライズツール

かなで account BI

監査先の仕訳データ、売上データ、購買データ等の全量データを共通のプラットフォーム上で連携し、迅速にビジュアル化、異常値を検出するツールが、かなで account BIです。

適時に変化や不正や誤謬の兆候を識別することができます。また、ビジュアル化されたデータを介して経営者と深度ある対話ができますので、課題の早期対応にも貢献しています。



監査サンプリング等の表計算上の操作を簡単に実施するツール

かなで Excel Tool Bar

Excel上で監査手続の実施及び監査調書の作成をサポートするマクロ集が、かなでExcel Tool Barです。

無作為抽出や金額の単位抽出を実施するツールのほか、分析的手続のためのデータ加工や、手作業では煩雑な監査調書上の書式の加工などを自動化しており、監査業務の効率化を支えています。

リスク・アプローチを確実に実現するリスク対応計画支援システム

リスク navi

主要な勘定科目ごとの標準的なリスク及びリスク対応手続をデータベース化し、指定された条件に基づき、必要な勘定科目のリスク及び対応手続を一覧化、内部統制監査手続書・実証手続監査手続書を自動生成するツールが、かなでリスクnaviです。

監査計画の立案を支援し、リスク・アプローチに基づく効果的かつ効率的な監査につながっています。

複雑な文書作成を標準化・自動化する文書作成支援システム

ドキュメント navi

監査報告書等の作成プロセスを標準化・自動化するツールが、かなでドキュメントnaviです。

従前は手作業で作成していた文書を、定型的な質問に答えるだけで自動で作成します。

このほかにも、正確性・効率性を向上するためのさまざまなツールを実装しています。

仕訳入力テストのための

JET navi

文書比較を容易化する

開示チェック navi

IT基盤

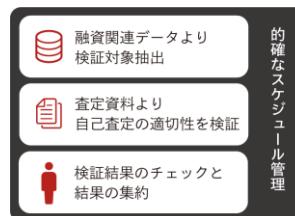
金融機関監査に特化した独自開発のデジタル監査ツール

自己査定を効率的・効果的に検証するためのツール

自己査定 かなで navi

銀行業の監査で最も重要な監査手続は、自己査定の検証です。自己査定の検証においては以下のような手続が必要であり、高度なデータ処理と進捗管理が求められます。

- ▶ 膨大な融資関連データをもとに、自己査定を誤るリスクが高い融資先を抽出する
 - ▶ 融資先ごとの情報を的確に整理し、判断基準を漏れなく検証し、自己査定の適切性を検証する
 - ▶ 融資先ごとの自己査定の検証結果をダブルチェックし、結果を集約する
 - ▶ 上記のプロセスを的確にスケジュール管理する
- 当法人ではかなで自己査定 naviを独自開発し、上記の手続がスムーズに実行できるよう、体制を整えています。



金融機関監査のリスク対応
計画立案の支援システム

金融リスク かなで navi

銀行業・証券業等の金融機関において想定されるリスクとリスクに対応する手続をデータベース化し、適切で網羅的なリスク対応手続の立案を実現しています。

金融機関の内部統制の検証
金融コントロール かなで naviを支援するツール

銀行業等の金融機関において一般的に備えるべき内部統制をデータベース化し、内部統制の評価手続に利用するとともに、監査先の内部統制や管理体制の高度化に貢献しています。

財務基盤

監査先との対等な関係を構築するとともに、監査品質への取組みを推進し、人財やITへの投資を継続していく上で、法人の十分な財務基盤の確保は重要です。また、監査による保証機能の発揮の観点から、有事における損害賠償責任の履行義務に耐えうる体制を整えることは監査法人としての責務であると考えています。

かなで監査法人は、パートナーが法人の債務を無限連帯責任により保証する法人形態を採用し、また、法人自体の財務基盤を強固にすることを重視して、制度を設計してきました。

ステークホルダーの皆様の期待に応え続けるため、これからも十分な財務基盤の維持・確保に努めてまいります。



理事
事務管理部長
高村 藤貴

財務基盤

財務の安定性の確保

持続可能な監査事務所であるためには、安定した財務基盤が求められます。このためには、監査先数・売上高・人員数に一定程度の規模が必要であるとの考え方から、人財が確保されていることを大前提として、監査業務の受託を進めています。

監査契約数・売上高・人員数の推移はP.8「法人概要」に記載のとおりです。

このほか、以下の対応により、財務の安定性を確保しています。

- ▶ 無限責任社員が相互に監視・牽制し合いながら責任を持って法人運営をすべきとの考え方から、有限責任監査法人制度は採用しない方針です。
- ▶ パートナーは職責に応じた所定の出資金の拠出を行っています。
- ▶ 利益が計上された場合には、その一定割合を内部留保することとしています。
- ▶ 法人から退所するパートナーは出資金額を超えて剩余金の分配を要求できません。
- ▶ 公認会計士職業賠償責任保険及びサイバーリスク保険に加入しています。

なお、特定の監査先の報酬依存度が高い場合には、独立性を脅かすリスクが生じますが、P.11「監査報酬が独立性等に与える影響」に記載のとおり、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

(単位：千円)

	第3期 2022年9月1日から 2023年8月31日まで	第4期 2023年9月1日から 2024年8月31日まで	第5期 2024年9月1日から 2025年8月31日まで
売上高			
監査証明業務	561,718	1,056,571	1,519,159
非監査証明業務	74,322	107,284	228,776
合計	636,040	1,163,856	1,747,936

※ 監査証明業務は監査業務を、非監査証明業務はアドバイザリー業務を指します。

国際対応基盤

グループ監査に関する実務上の指針を提供する監査基準報告書600が改正され、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づきリスク対応手続を決定することが求められるとともに、グループ監査品質の管理と達成のためにより一層積極的な取組みが求められることとなりました。特に海外子会社を有する監査クライアントにおいては、グループ監査人と構成単位の監査人との強固な双方向のコミュニケーションを図ることが必須となっています。

当法人は、この改正に向けた対応として、バイリンガルの採用、語学能力の向上に向けた勉強会の開催等により、国際人財の育成・拡大を目指すとともに、海外子会社で採用されるIFRS等のナレッジを蓄積し、海外との円滑なコミュニケーションを図っています。



社員
グローバル監査室長
加藤 博久

国際対応基盤

海外子会社等の監査

海外展開する監査先の海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準に従い、以下の対応を取っています。

- ▶ 外国語に堪能な社員・職員（海外勤務経験者を含む）を一定数確保しています。2025年12月31日時点の海外勤務経験者数は8名です。
- ▶ 海外子会社等の監査人の独立性・能力等を評価しています。
- ▶ 海外子会社等の監査人に対する監査指示書等を独自に準備しています。
- ▶ メール及びオンライン面談等により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図っています。
- ▶ 必要に応じて、海外子会社等に自ら訪問するとともに、現地にて海外子会社等の監査人と面談しています。

海外勤務経験者数

▶ 8 人

Praxityとのメンバーシップ契約

2025年1月に国際的な会計事務所のアライアンス組織であるPraxityとメンバーシップ契約を締結しています。Praxityは各メンバーの独立性を維持しつつ、グローバル会議への参加等により情報交換し、相互に業務機会を紹介する、国際的な組織です。

なお、当該メンバーシップ契約は、品質管理の方針または手続を共有すること等を目的としておらず、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）に定義される「ネットワーク」には該当しません。

サステナビリティ保証業務への対応

近年、世界的にサステナビリティ情報開示に関する規制が強化されています。2024年以降「コーポレート・サステナビリティ・レポートинг指令(CSRD)」が欧州において適用されるほか、日本においても金融庁が設置する「サステナビリティ開示・保証ワーキンググループ」がサステナビリティ情報開示と第三者保証の制度化について議論を進め、2025年10月にはサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（公開草案）が公表されました。当法人はサステナビリティ室を設置し、サステナビリティ関連の基準・フレームワークに関する理解を進め、関連する検定を受けること等により、専門知識の習得を進めており、来る第三者保証への体制の整備を進めています。

アドバイザリーボードによる評価

アドバイザリーボードによる評価 1/2

当法人は、変化する監査環境において、事業規模の拡大が続いている、各種基盤の整備に継続的に取り組んでいるものの、対処すべき課題は少なくありません。アドバイザリーボードは、2か月に1回の頻度で開催され、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定期社員総会において評価結果を報告しています。

第5期会計年度（2024年9月1日から2025年8月31日まで）における理事会の運営並びに理事及び監事の職務執行の状況についてのアドバイザリーボードの評価結果は、以下のとおりです。

理事会の運営並びに理事及び監事の職務執行は、適切に行われているものと認めます。

アドバイザリーボードのメンバーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに専門知識を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。



鈴木 昌治
アドバイザリーボード議長

公認会計士。

元有限責任監査法人トーマツパートナー。
金融機関、精密機器製造会社、鉄道会社、旅行会社、独立行政法人等の会計監査や株式公開業務を担当。

元日本公認会計士協会常務理事・副会長。
品質管理、人材育成、総務、監査、自主規制等の業務を担当。

現在は上場会社の社外取締役や政府機関の専門員などを務める。

かなで監査法人は設立から5年が経過しました。その間、社員・職員の努力により継続的に成長し、現在は150名を超える陣容となっています。ある社会学者の説によれば、人間が組織内において他の人の名前と顔が一致する範囲は150名であり、その数を超えたとき人間は、組織の一体性を保つために、一定の慣習や法律の制定、時には同一宗教の崇拝などを歴史的に行ってきたとのことです。かなで監査法人にとってこの役割を果たすのが「かなでの約束」です。たとえ社員・職員が相手の名前と顔が一致しなくとも、お互いが「かなでの約束」を理解し、実践しているという信頼感と安心感により、当法人として組織の一体性を保持できるでしょう。

かなで監査法人は、次のステージを迎えるました。次のステージでは、新たな経営課題に適切に対応していくことが求められます。その課題は、たとえば、さらなる収益基盤の拡大、IT専門家の継続的採用、AI活用・研究の深化、オフィスごとの業務推進と相互連携の強化、税理士法人設立の検討、国際組織との連携と協働の推進、障害者雇用の実践、他の中小監査法人との合併・統合の検討などが考えられます。

以上のような経営環境の下で、今後も当法人が資本市場や顧客から信頼される監査法人として成長・発展できるよう、アドバイザリーボード議長として自己の知見を活用していきたいと考えています。

アドバイザリーボードによる評価 2/2



北海道大学名誉教授。

旧大蔵省、金融庁、証券取引等監視委員会などの勤務を経て、2005年4月、北海道大学大学院経済学研究科（会計専門職大学院）教授に就任。その後、2010年4月から2019年3月まで、岡山大学大学院社会文化科学研究科教授。

専門は、金融商品取引法、コーポレート・ガバナンス、財務会計論。現在、国税庁税務大学校講師など。

主な著書に『連結財務諸表制度詳解』（共著、中央経済社、2000/6）などがある。

兼田 克幸
アドバイザリーボード・メンバー

かなで監査法人では、「かなでの約束」を経営理念として、「円滑で風通しのよい職場環境の整備」や「被監査会社との適切なコミュニケーション」を大切にしたうえで、陣容及び業務の拡大が堅調に進められてきています。また、監査品質のさらなる向上に向けて、業務管理体制の整備やデジタル化の推進等をはじめ、情報開示の強化にも取組まれてきています。これらの基盤整備については、業容の拡大に合わせて、継続的に取組んでいくことが求められます。

今日、企業経営の面では、持続的な成長に向けたS X（サステナビリティ・トランスフォーメーション）や人的資本経営の推進が強く叫ばれていますが、このことは、監査法人の業務運営においても言えます。I Tインフラの進展、サステナビリティ情報に対する保証制度の導入予定など、会計監査を巡る環境が急速に変化している中、変革の時代に対応した多様な人財を育成・確保していくことは、監査の品質向上を図っていく上で、特に重要です。また、陣容の拡大が進められている中、職場における一体感を確保していくためには、組織内での胸襟を開いた対話を促進し、暖かみのある組織創りに務めていくことが大切です。

かなで監査法人のさらなる発展に向けて、独立した第三者として、適切なアドバイスを行なっていきたいと考えています。



公認会計士。

金融庁公認会計士・監査審査会委員、企業会計審議会専門委員、日本公認会計士協会理事、等を歴任。

元有限責任監査法人トーマツパートナー。現在は、上場会社の社外役員、大学院客員教授などを務める。

主な著書に『企業結合会計ガイドブック』（単著、清文社、2004/5）、『法律家のための企業会計と法の基礎知識』（共著、青林書院、2018/2）等がある。

市川 育義
アドバイザリーボード・メンバー

近年、資本市場においては、会計ピックパンや各種法律改正、そしてコーポレートガバナンス・コード等による運用強化といった経緯を経て、2022年には新市場（プライム市場、スタンダード市場、グロース市場）が創設され、今日に至っています。

しかし、そうした中においても、その間、会計不正等の事件は絶えることなく、そのたびに、上場会社や監査法人それぞれにおいて運用面での実効性が問われ続けています。特に上場会社の監査は、上場会社等監査人登録名簿に記載された一定の監査人に限定するといった登録制度が法定化されました。

我が国資本市場の活性化のためには、新市場の創設は必要な措置であるといえますが、かなで監査法人のような中堅規模の監査法人にとって、自身の監査の実効性に関する世間の厳しい視線を実感することとなり、また、上場のハードルが上がることで退出を余儀なくされる会社や上場を断念する会社が増えることから、厳しい環境下にあると認識しています。

かなで監査法人は、かなでの約束にあるとおり、ターゲットとする会社は「中堅企業・地方中核企業・成長企業」であることから、今後もこれらの会社の中長期的な成長に向けてしっかり価値を提供できるよう、これまでの延長線ではない新たな取組みについて確認していきたいと思います。

監査法人のガバナンス・コード の適用状況

当法人は「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

監査法人が果たすべき役割 1/2

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Comply 理事長は、監査品質を最優先に行動することを冒頭に掲げた「かなでの約束」を、社員職員全員が参加し四半期に一度開催される全体会議等にて、明確に貫して繰り返し示しています。また、すべての社員・職員に対し、監査品質を重視する旨の理事長からのメッセージを定期的に発信しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Comply すべての社員・職員が共通に保持すべき価値観を、「かなでの約束」に示しています。すべての社員・職員は、この「かなでの約束」を指針として、行動しています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Comply 評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力・適性・業績を考慮して評価を実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人財育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。また、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Comply 組織規模が小さく、フラットでコンパクトな組織構造としています。社員が参加する経営会議、社員及び職務を担当するマネジャーが参加する運営会議、マネジャー以上が参加するエリア会議では、会計監査を巡る課題や知見・経験を共有し、活発な議論が行われています。全体会議は、職位に関わらず発言できる開放的な雰囲気で運営されています。

監査法人が果たすべき役割 2/2

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応状況
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	<p>Comply アドバイザリー業務等の非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる貴重な知見を得る機会であり、社員・職員の重要な育成機会であると考えています。会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。</p> <p>ただし、監査先への非監査業務の提供は、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しません。また、社員・職員の副業は、利益相反や独立性の観点から一定の制限を設けるとともに、人財責任者による承認を義務付けています。</p>
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	<p>Comply 國際的な会計事務所のアライアンス組織であるPraxityとメンバーシップ契約を締結しています。Praxityは各メンバーの独立性を維持しつつ、グローバル会議への参加等により情報交換し、相互に業務機会を紹介する、国際的な組織であり、品質管理基準報告書第1号に定義される「ネットワーク」には該当しません。</p> <p>他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。</p> <p>なお、子会社として、監査のデジタル化を促進する業務を営むAud×IT株式会社、フォレンジック業務を業とするリーガレックス株式会社があります。</p>

組織体制（経営機能）

原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	<p>Comply 月次及び必要に応じて随時開催される理事会における闘争的議論のもと、法人の経営方針の決定と経営管理、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等に係る、課題の認識及び解決を図っています。</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>Comply 最高意思決定機関である社員総会が理事長・理事・監事を選任し、理事長・理事・監事が参加する理事会が、業務運営上の重要事項を審議し、決定しています。左記事項についての具体的な対応状況は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような監査上の重要な事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。 ▶ 経済環境等のマクロ的な観点を含む分析のため、調書様式を整えています。また、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行うため、コミュニケーションのための標準様式を整えています。 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人財育成に向けて、社員及び職務を担当するマネジャーが参加する運営会議やマネジャー以上が参加するエリア会議を情報共有や議論の場として活用しています。人事管理・評価等に係る体制は、人財戦略部長のもと、整備しています。 ▶ 積極的なテクノロジーの有効活用を含むIT基盤の実装化を、監査部長のもと、イノベーション室が検討し実施しています。情報セキュリティ全般に係る審議・決定機関として情報セキュリティ委員会を設置しています。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	<p>Comply 理事は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しています。各理事の担当領域を定め、各理事が担当領域に関する情報収集・リスク分析、効率的・効果的な業務運営の検討をリードしています。</p>

組織体制（監督・評価機関） 1/2

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応状況
3-1	<p>監査法人は、経営機能等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>Comply 理事会を監督する機関として、監事を選任しています。監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を公正不偏の立場で監査し、監査を通じてかなで監査法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与することを、職責としています。</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>Comply 組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者で構成されるアドバイザリーボードを設置しています。アドバイザリーボードは、2か月に1回の頻度で開催され、独立した立場から、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べています。また、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行っています。</p> <p>当該第三者の独立性については、会社法第2条第15号・第16号における社外取締役・社外監査役の規定や、日本取引所グループの「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を参考に判断しています。</p>

組織体制（監督・評価機関） 2/2

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応状況
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>Comply アドバイザリーボードは、以下の業務を役割としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価 ▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程の評価 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の評価 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の状況の評価
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>Comply 監督・評価機関である監事は、理事会に出席するとともに、各種議事録やワークフロー、会計記録等の必要な情報を閲覧しています。</p> <p>アドバイザリーボードのメンバーには、アドバイザリーボードにて情報を共有しています。</p>

業務運営 1/2

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Comply 社員及び職務を担当するマネジャーが参加する運営会議やマネジャー以上が参加するエリア会議にて、監査の現場からの情報等を共有するとともに、理事会等における決定事項の周知を図っています。理事会、経営会議及び運営会議では、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に行ってています。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Comply 人事諸規程とともに「人事制度ガイド」を整備し、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。また、教育研修規程とともに年間の教育研修計画を策定し、さまざまな研修に取り組んでいます。なお、監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ▶ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Comply 監査チームのメンバーの選任に際しては、類似した業務の実務経験等や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮しています。四半期に一度、その時に必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修（独自研修）を実施するなど、能力開発に取り組む環境の整備に努めています。アドバイザリー業務等の非監査業務の経験は社員・職員の貴重な育成機会であると考え、会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に積極的に取り組んでいます。また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。

業務運営 2/2

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応状況
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Comply 当法人は被監査会社とのコミュニケーションを重視し、経験豊富なパートナー及びマネジャーが、被監査会社のCEO・CFO等の経営者及び監査役等と、真正面から向き合った充実したコミュニケーションを実践しています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	Comply 監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。内部通報窓口は法人内ポータルサイトに、外部通報窓口は当法人ホームページに情報提供ホットラインとして、それぞれ掲示しています。なお、通報したことも含め、通報者の氏名、内容等は一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。

透明性の確保 1/3

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、 Comply 本紙「監査品質に関する報告書」を発行しています。本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ▶ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI : Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ▶ 監査法人における品質管理システムの状況 ▶ 経営機関等の構成や役割 ▶ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ▶ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） 	<p>Comply 本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。各項目の説明については、以下のページを参照ください。</p> <p>P5 理事長から</p> <p>P3 かなでの約束</p> <p>P10～P18 品質管理基盤</p> <p>P10～P18 品質管理基盤</p> <p>P20 組織・ガバナンス基盤 > 組織</p> <p>P21 組織・ガバナンス基盤 > ガバナンス > アドバイザリーボード</p> <p>P21 コラム：非監査業務への取組み</p> <p>P28～P32 IT基盤</p>

…5-2 次ページへつづく

透明性の確保 2/3

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ▶ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ▶ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ▶ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>Comply 本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。各項目の説明については、以下のページを参照ください。</p> <p>P24～P27 人的基盤</p> <p>P33～P34 財務基盤</p> <p>P36 國際対応基盤 > 海外子会社等の監査</p> <p>P37～P39 アドバイザリーボードによる評価</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ▶ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に關し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>Comply 國際的な会計事務所のアライアンス組織であるPraxityとメンバーシップ契約を締結しています。Praxityは各メンバーの独立性を維持しつつ、グローバル会議への参加等により情報交換し、相互に業務機会を紹介する、国際的な組織であり、品質管理基準報告書第1号に定義される「ネットワーク」には該当しません。</p> <p>当該メンバーシップ契約は、品質管理の方針または手続を共有すること等を目的としておらず、会計監査の品質の確保やその持続的向上に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>なお、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>Comply 会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社や資本市場の参加者と意見交換を実施しています。</p>

透明性の確保 3/3

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Comply 本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を、年1回、理事会にて評価しています。また、アドバイザリーボードにより定期的に評価をいただいている。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Comply 被監査会社や資本市場の参加者との意見交換により得た情報や、アドバイザリーボードによる評価の結果を、理事会等にて検討し、改善に活用しています。

(参考) 業務及び財産の状況に関する説明書類

業務及び財産の状況に関する説明書類 1/8

第5期2024年9月1日から2025年8月31日まで

監査法人名 **かなで監査法人**

所在地 東京都中央区日本橋一丁目2番10号
東洋ビルディング

代表者 水野 雅史

一 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

- (1) 目的
 - ① 財務書類の監査又は証明の業務
 - ② 財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
 - ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習
- (2) 沿革
 - 2020年10月1日 かなで監査法人設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金融商品取引法監査及び会社法監査をはじめとする法定監査、株式公開準備会社に対する監査等、監査業務を主たる業務としております。また、株式公開に向けた支援業務、M&Aに関するデューデリジェンス業務、その他経営指導業務・顧問業務等、非監査証明業務を実施しています。

当期の監査証明業務は、新規の監査契約も含め、84社となりました。また、非監査証明業務は、65社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況 2025年8月31日現在

	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	32社	32社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	14社	1社
④ 学校法人監査	1社	—
⑤ 労働組合監査	1社	—
⑥ その他の法定監査	19社	—
⑦ その他の任意監査	17社	—
計	84社	33社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	11社
その他の会社等	54社
計	65社

業務及び財産の状況に関する説明書類 2/8

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

- すべての社員・職員が共通に保持すべき価値観は、以下に掲げる「かなでの約束」に示しています。すべての社員・職員は、この「かなでの約束」を指針として、行動しています。
- ✓ 監査品質を最優先に行動し、地域・社会・資本市場の発展に貢献します
- ✓ 中堅企業・地方中核企業・成長企業の中長期的な発展に向けて、価値を提供します
- ✓ 人間的魅力を高め、監査先やクライアントの方々としっかりと向き合います
- ✓ 最新技術を常に取り入れ、監査及びアドバイザリーサービスを絶え間なく改善・革新します
- ✓ メンバーが安心して働く環境と働き甲斐を実現します

② 経営管理に関する措置

理事長及び理事は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して社員総会で選任しています。各理事の担当領域を定め、各理事が担当領域に関する情報収集、リスク分析及び効率的・効果的な業務運営の検討をリードしています。

品質管理、業務開発等機能ごとに部門を設置し、その部長には理事が就任しています。各部には領域ごとに細分化した室を設置し、社員あるいは職員が室長・室員として活動しています。監査業務に従事するマネジャー以上の職員が各室のメンバーを兼務することにより、コンパクトな組織運営、組織運営への主体的関与による人財育成、及び、組織的情報集約と課題対応による監査品質の向上の両立を目指しています。

社員総会で選任された監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行の監査を通じて、理事長及び理事の業務の執行の適切性を確保しています。

アドバイザリーボードは、独立した立場から、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事及び監事の職務執行の状況について評価し、定期社員総会において評価結果の報告を行っています。アドバイザリーボードのメンバーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに関し識見を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。

③ 法令遵守に関する措置

法令及び規程の遵守に関しては、後述する職業倫理の遵守の一環として、方針及び手続を定めています。

④ その他

健全な組織風土を醸成するには、充実したコミュニケーションが重要です。職層ごとあるいは職層を超えた会議体を設定し、頻度の高いコミュニケーションを実践しています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するためには必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

業務の品質の管理に係る専任の部署として品質管理室を設置し、専任の公認会計士が品質管理業務に従事しています。

なお、品質管理室のほか、倫理・独立性室、会計品質室及び品質推進室を設置し、それぞれの業務に複数の公認会計士が兼務にて従事しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理責任者である品質管理部長兼品質管理室長は専任で品質管理業務に従事しており、監査業務に従事していません。

業務及び財産の状況に関する説明書類 3/8

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年8月31日

② 業務の品質の管理の目的

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に基づき、監査事務所が業務の品質の管理を主体的に行っていくに当たり、以下を目的として設定しています。

- ・監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従つて自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従つて監査業務を実施すること。
- ・監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(ア) 職業倫理の遵守

「倫理規則」（日本公認会計士協会）等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「倫理マニュアル」、「インサイダー取引防止規程」等に定め、職業倫理に関する研修の実施、宣誓の入手、顕在化した問題への対応等を実施しています。

(イ) 独立性の保持

独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「倫理マニュアル」に定めています。

当法人及び社員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時点及び必要となる時点において、「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員・職員に対して業務開始時及び監査意見表明時における独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しています。

(ウ) 監査責任者及び審査担当者のローテーション

「倫理マニュアル」において「倫理規則」等の規定に従う旨を定めています。

大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭業務執行責任者である監査責任者は5会計期間、その他の監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間を必要としています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

関与先の事業内容、財政状態や経営成績、経営者の誠実性、ガバナンスの状況、会計方針、経理能力、内部統制の状況、契約条件、業務リスク（不正リスクを含む）等とともに、当法人の関与先に対する職業倫理の遵守、独立性の保持、監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しています。

このうち監査資源の確保については、当法人が、その業務を実施するための適性、能力及び人的資源並びにその他の必要な資源を有しているかを検討し、有している場合にのみ、監査契約の新規の締結又は更新をしています。

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針と手続に従つて適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、適宜、報告することが求められます。監査契約の新規の締結にあたっては契約所管部長、品質管理部長及び業務開発部長の承認を、更新にあたっては契約所管部長及び品質管理部長の承認を、必要としています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員・職員をそれぞれの監査業務に選任しています。

業務及び財産の状況に関する説明書類 4/8

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(7) 社員の報酬の決定に関する事項

評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。

(8) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度であるCPDの必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し、受講を義務付けています（指定研修）。

また、四半期に一度、その時々に必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づき、集合研修（独自研修）を実施しています。なお、独自研修はeラーニング化し、対象者全員の受講を義務付けています。

個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。

(9) その他

テクノロジー資源には各種ITツールが含まれ、その取得又は開発、適用、維持及び利用に関する方針又は手続を「監査の品質管理規程」に定めています。法人外部で開発されたテクノロジー資源、法人内部で開発されたテクノロジー資源、ユーザーが開発した簡便的なテクノロジー資源に分類し、それぞれのリスクに応じた検証を行い、IT戦略部長及び品質管理部長が利用を認めたテクノロジー資源を利用しています。

知的資源には規程、マニュアル、ガイド、調書様式、研修資料等が含まれます。その取得又は開発、適用、維持及び利用に関する方針又は手続を「監査の品質管理規程」に定め、品質管理部長が利用を認めた知的資源を利用しています。

サービスプロバイダーとは、専門的な見解の問合せに従事する者、外部専門家、会計監査確認センター合同会社等の外部の業務提供者を言います。その利用に関する方針又は手続を「監査の品質管理規程」に定め、品質管理部長が利用を認めたサービスプロバイダーを利用しています。

オ. 業務の実施及びその審査

監査チームの責任、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツール（ソフトウェア・ツールを含む）を定め、これらに従い監査業務を遂行しています。

(7) 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合の対応を「監査の品質管理規程」に定め、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、その過程を文書化しています。

(4) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違を解決するための必要な方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

監査チーム内、あるいは、監査責任者と審査担当者との間などにおいて監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理部長とともに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じるとともに、品質管理部長は必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、あるいは、審査会で協議し、監査上の判断の相違を解決しています。

(5) 監査証明業務に係る審査

「審査規程」において、審査の詳細を定めています。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

また、特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。

(6) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書は、紙媒体により入手された監査証拠を含むごく一部の監査調書を除き、電子調書を原則としています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。最終的な整理以降、電子調書である監査調書は変更できないよう電子的に保存され、紙調書は監査チームがアクセスできないよう保存されます。

監査調書は、紙調書・電子調書ともに、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は原則として10年と定めています。

(7) その他

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。不服と疑義の申立てがあった場合には、不服と疑義の申立てを調査し、この調査には必要に応じて法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所が関与することとしています。

業務及び財産の状況に関する説明書類 5/8

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(7) 情報と伝達

法人内外への適切で適時な情報の発信のため、情報の取得、生成又は利用に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

非常勤職員を含む監査事務所内のコミュニケーションは、法人内ポータルサイト、会議、研修会や勉強会等、その他日常的なコミュニケーション機会等を利用して実施しています。

外部者とのコミュニケーションは、ホームページ、ソーシャルメディア、外部者との直接的な会話やその他のやり取り等を利用して実施しています。

なお、監査役等との品質管理システムに関する協議のための説明書類として、「会計監査人の職務の遂行に関する事項の説明書類」を用意しています。また、監査報告の利用者が当法人の品質管理システムの状況等について適切に評価できるような十分な透明性の確保のための説明書類として「監査品質に関する報告書」を発行しています。

(4) 内部・外部通報制度

監査業務に係る社員・職員の不適切な行為、判断及び意見表明、関連する法令に対する違反、監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。なお、通報したことも含め、通報者氏名・内容等は一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継を実施することを「監査の品質管理規程」に定め、実施しています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

社員総会で選任された理事長が、当法人の品質管理システムに関する最高責任を負います。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理部長が負い、品質管理部長は品質管理システムの整備及び運用のために十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を有する社員を理事会で選任しています。

独立性に係る要求事項の遵守に関する責任は倫理・独立性室長が、モニタリング及び改善プロセスに関する責任は品質管理室長が、それぞれ負います。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、社会からの信頼に応えるべく、監査業務の質を合理的に確保するために、リスク・アプローチを適用し、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理システムを整備・運用するとともに、品質管理システムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するため文書化しています。リスク・アプローチにおいては、品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別し評価し、品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用しています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

(ア) モニタリング活動のデザインと適用

品質管理システムの整備及び運用についての適切な情報を適時に提供し、不備が適時に改善されるように適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施することを定めており、日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検証対象としています。

また、定期的な検証は、少なくとも3年間に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しています。

(イ) 識別された不備の評価及び不備への対処

品質管理部長は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し適切な措置を講じています。

(ウ) モニタリング及び改善に関する継続的なコミュニケーション

品質管理部長は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は必要な是正措置を適時に実施しています。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

2025年8月31日を基準日として日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施し、品質管理システムを評価した結果、当法人の品質管理システムはその目的が達成されているという合理的な保証を提供していると判断しています。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

業務及び財産の状況に関する説明書類 6/8

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
当法人は特定社員制度を採用していますが、特定社員は監査証明業務の業務執行社員を担当することはできないと定めており、また、社員総数及び理事のうち、公認会計士である社員の占める割合を75%以上とすることを定めています。
- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月
2025年10月（通常レビュー）
- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であるとの確認
当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う理事長が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに又は登録上場会社等監査人であるもの限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
該当事項はありません。
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。
- (3) 当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
Praxity, IVZW
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
2025年1月
- (3) 当該業務上の提携の内容
メンバーファーム間での業務機会の紹介、年間数回の会議参加等による情報交換等。
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
Praxityとの関係は、メンバーシップ契約を基礎としています。メンバーファームは、メンバーシップ契約の許容範囲内でPraxityのマークを使用することができます。各国のメンバーファーム間では、業務機会の紹介と技術的サポートが行われます。また、各メンバーファームには、メンバーシップ契約・規約等の規則への準拠、会費負担、グローバル会議への出席義務があります。

二 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
23人	1人	24人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	全ての社員をもって構成し、法令及び定款に定める事項について決議する	23人	1人	24人
理事会	社員総会によって選任された理事で構成し、当法人の経営に関する重要な事項を決定又は承認し、経営執行機関の活動を監督する	6人	1人	7人

三 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数		
		社員		公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	
(主)本部	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング	23人	1人	24人
(従)	該当はありません	—	—	—
計	総事務所数 1か所	23人	1人	24人
				44人 (49)

(注) 括弧書きは、非常勤職員で、外数であります。

業務及び財産の状況に関する説明書類 7/8

四 監査法人の組織の概要
組織図（2025年8月31日現在）



五 財産の概況
1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第4期 2023年9月1日から 2024年8月31日まで	第5期 2024年9月1日から 2025年8月31日まで
売上高	1,056,571	1,519,159
監査証明業務	107,284	228,776
非監査証明業務		
合計	1,163,856	1,747,936

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人であるため、計算書類の添付は行っていません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人であるため、計算書類に係る監査報告書の添付は行っていません。

以上

業務及び財産の状況に関する説明書類 8/8

六 被監査会社（大手社等に限る）の名称

石井食品株式会社
株式会社Will Smart
株式会社エコム
エフビー介護サービス株式会社
株式会社カンセキ
株式会社共和工業所
株式会社共和コーポレーション
ギークス株式会社
香陵住販株式会社
小松ウオール工業株式会社
株式会社セイヒョー
セカンドサイトアナリティカ株式会社
スターティアホールディングス株式会社
静岡鉄道株式会社
株式会社秀英予備校
ダイワ通信株式会社
立花証券株式会社
津田駒工業株式会社
株式会社電算
株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
日精樹脂工業株式会社
NITTOKU株式会社
株式会社ハリマシステム
福島印刷株式会社
株式会社北國銀行
株式会社北國フィナンシャルホールディングス
株式会社ミマキエンジニアリング
株式会社ムロコーポレーション
ユニフォームネクスト株式会社
ヨシコン株式会社
株式会社ヨンドシーホールディングス
株式会社リファインベースグループ
レオン自動機株式会社
(五十音順)

(2025年8月31日現在)

以上



かなで監査法人
Kanade Partnership

103-0027

東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビルディング

03-5202-9025

kanade-partnership.or.jp

